

Title	日中夫婦財産契約制度の比較研究 : 中国婚姻法改正 の視点から(2 ・完)
Author(s)	才,杰
Citation	国際公共政策研究. 2008, 12(2), p. 191-210
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/12421
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

Osaka University

日中夫婦財産契約制度の比較研究 一中国婚姻法改正の視点から一(2・完)

The Comparative Study of Property Agreement of Married Couples between Japan and China

-From the Viewpoint of the Amendment of the Chinese Marriage Law- (2 · End)

才 杰*

Jie CAI*

Abstract

In this article, a comparison of the property agreement system of the Chinese Marriage Law and the Japanese Family Law is first described, and then study the issue on property agreements in Japan and China is studied. The conclusion suggests the following effects are shown: different items should be offered for those who are in particular circumstances such as marriage for a second time, and it also should also give detailed definitions of terms of requirement such as notarization.

キーワード:中国婚姻法、夫婦財産制度、夫婦財産契約

Keywords: Chinese Marriage Law, property system of married couple, property agreement of married couple

^{*} 大阪大学大学院国際公共政策研究科博士後期課程

目 次

はじめに

- 1. 研究背景
 - 1.1 背景
 - 1.2 中国の婚姻法
- 2. 中国における夫婦財産契約制度
 - 2.1 中国における夫婦財産契約制度
 - 2.2 中国夫婦財産契約制度の検討 (以上第11巻第1号)
- 3. 日中両国における夫婦財産契約制度の比較
 - 3.1 日本における夫婦財産契約制度
 - 3.2 法律条文の比較
 - 3.3 実態の比較
 - 3.4 その他の違い
- 4. 法改正に向けての提言
 - 4.1 総論
 - 4.2 夫婦財産契約における内容の改正
 - 4.3 夫婦財産契約の形式要件

第三章 日中両国における夫婦財産契約制度の比較

第一節 日本における夫婦財産契約制度

一、日本における夫婦財産契約制度の概要

1、『民法』1)

民法では、夫婦が財産関係について、契約によって定めることが認められており、原則として夫婦財産契約の自由が存在するといえる。手続については①婚姻届前に夫婦財産契約をすること②婚姻届前にその契約を法務局に登記することの2つのポイントがある。内容については、男女平等の理念など基本的な理念・秩序に違反するものでなければ、自由に取り決めることができる。ただ、第三者にこの契約を主張するには、婚姻届出前に契約の登記をする必要があり、さらに個々の財産

¹⁾ 関連条文について、『民法』:第七百五十五条 夫婦が、婚姻の届出前に、その財産について別段の契約をしなかったときは、その財産関係は、次の款に定めるところによる。第七百五十六条 夫婦が法定財産制と異なる契約をしたときは、婚姻の届出までにその登記をしなければ、これを夫婦の承継人及び第三者に対抗することができない。第七百五十八条 夫婦の財産関係は、婚姻届出の後は、これを変更することができない。2夫婦の一方が、他の一方の財産を管理する場合において、管理が失当であったことによってその財産を危うくしたときは、他の一方は、自らその管理をすることを家庭裁判所に請求することができる。3共有財産については、前項の請求とともにその分割を請求することができる。第七百五十九条 前条の規定又は契約の結果によって、管理者を変更し、又は共有財産の分割をしたときは、その登記をしなければ、これを夫婦の承継人及び第三者に対抗することができない。

については、先に述べた通知や登記の手続が必要となる。

契約の変更について、いったん登記されると、その後の内容の変更はできないことになっている。 理由は夫婦の財産契約を自由に変更できるとしたら、第三者は思わぬ損害を被ってしまう可能性が あるからである。ただし例外的な扱いがある。それは夫婦の一方が他方の財産を管理すると決めた 場合に、その管理に失敗して財産を危うい状態にしたときである。この場合、一方の配偶者は家庭 裁判所に申し出て、自分だけの管理に変更することができる。さらに共有財産があれば共有財産の 分割を請求することができる。

二、夫婦財産契約を締結する登録の実態と事例

1、夫婦財産契約を締結する登録の実態

夫婦財産契約制度は、明治31年の民法典制定から認められた制度であるが、その締結は極めてまれで、明治31年から平成11年までにわずか479件という少なさである²⁾。

その一例として、大阪府法務局の記載によって、明治31年³⁾ から平成14年まで、合計30件(その中に一件鳥取地方法務局に移送したものがある)の登録しかなかった。

最近の登記記録から、2つのケースを紹介する:

ケースA4):

このケースでは、契約者の両方とも日本人と想定されるが、一方が、契約した当時(平成4年10月12日)日本に在住し、その他方は日本国以外の海外(アメリカ)に在住しているという特徴がある。契約内容は極めて簡単であり、婚姻後労働取得共有制を採用した。

ケースB⁵⁾:

このケースでは、契約者の一方が、契約した当時(平成14年11月5日)日本国に在住している外国人であり、他方は日本に在住している日本人であるという特徴がある。契約内容はケースAより充実しており、基本的に法定財産制の夫婦別産制を採用したもの。

2、夫婦財産契約が所得税法上効力までは有しないとされた事例⁽ⁱ⁾

本件の事例は、夫婦財産契約が所得税法上の効力までは有しないとされた事例であり、夫婦間において民法の定めに従って登記された夫婦財産契約は、国を含む第三者に対抗できるか否かの問題

- 2) 『夫婦財産契約論』佐藤良雄 著(千倉書房、1984年) 13~14頁。
- 3) 日本「夫婦財産契約」は、明治三十一年の民法典制定から認められた制度である。
- 4) 登記番号は第弐九号であり、平成四年拾月壱弐日に登記され、平成15年9月29日に発行した登記薄の謄本(大阪法務局 登記官 古畑 泰雄)による。
- 5) 登記番号は第参○号であり、平成拾四年拾壱月五日に登記され、平成15年9月29日に発行した登記薄の謄本(大阪法務局登記官 古畑 泰雄)による。契約内容:夫婦財産の諸方面について、特有財産の範囲(第壱条)、その特有財産に対して他方が請求権を放棄する(第弐条)、特有財産の管理権は本人しか有しない(第参条)、共有財産の範囲(第四条)、婚姻中の日常家事債務を含む債務(第五条)、離婚する際契約の有効性(第六条)、日本法律にしたがう契約の有効性(第七条)が契約された。
- 6) Xは昭和58年6月30日訴外Aと結婚する前の同月27日に夫婦財産契約を締結し、同月29日その登記を経ていた。右夫婦財産契約には、婚姻後取得する財産を持分二分の一ずつの共有とすることを約定した。したがって、Xが取得した収入の2分の1だけがXの取得となるとし、昭和58年ないし昭和60年分の所得税について確定申告をした。これに対し、所轄のY税務署長は、前記収入の全部がXの収入であるとして、更正及び過少申告加算税賦課決定をした。本件は、異議申立及び審査請求を経たうえで、これらの更正・賦課決定の取消を求めたものである。裁判はこの請求を棄却した。山田二郎 判例時報1297号 182頁(平成元年3月1日)

である。

第二節 法律条文の比較

下の表は、中国、日本、ドイツ3ヵ国の夫婦財産契約制度についての条文の比較である。

項目	中 国	日本	ドイツ ⁷⁾
	(婚姻法17条-19条)	(民法典755条-759条)	(民法典1408条-1518条)
契約の時期	婚姻前においても、婚姻後の 婚姻関係存続期間中において も契約締結は可能である。	婚姻の届出までにその登記を しなければならない、すなわ ち、婚姻後の契約を認めない。	婚姻前及び婚姻後の婚姻関係 存続期間中において、契約締 結は可能である。
締結方式	約定は書面の形式を用いなけ ればならない。	婚姻届前にその契約を法務局 に登記する。	両当事者が同時に出頭する。公証人に書き取らすことによって締結される。
契約行為能力者	関連条文なし。	関連条文なし。	行為能力が制限されている者 や行為能力のない者について、 法定代理人或いは法廷により 契約することができる。
効力	 対内効力(夫婦間) 対外効力(第三者) 別産制を採用する場合、第 三者が夫婦財産契約を承知した場合、その第三者に対抗で きる。 	契約の結果によって、管理者 を変更し、又は共有財産の分 割をしたときは、その登記を しなければ、これを夫婦の承 継人及び第三者に対抗するこ とができない。	第三者に対抗することができる。 夫婦法定財産制を排除および 変更した後、裁判所で財産登 記をし、かつ、第三者がすで にそれを承知した場合、第三 者に対抗できる。
契約の範囲	関連条文なし。	関連条文なし。	「契約自由の原則」夫婦は自 分達の夫婦財産契約によって 律することができる。その他 に、夫婦財産契約で年金分与 を排除することもできる。 法定財産制の個々の規定が 任意的なものであるかぎり、 夫婦財産契約によって、これ を変更ないし補充することが できる。
契約の類型	法定財産制の所得共同制の 代わりに三つの選択肢の一つ を定めることができる。 ・一般共同制 ・限定共同制 ・分別財産制 (類型強制・類型だけ)	関連条文なし。	法定財産制の剩余共同制の代わりに二つの選択肢の一つを定めることができる。 ・別産制 ・財産共同制 (類型強制・詳細な項目がある)

⁷⁾ ① D·ショヴァーブ 著 鈴木禄弥 訳『ドイツ家族法』(創文社、1987年) ② 杜景林 虞諶 訳『徳国民法典』(中国政法大学出版社、1999年) 参照。

変更と廃止	婚姻関係存続期間中において、いつでも変更できる。	 夫婦の財産関係は、婚姻届出の後は、これを変更することができない。 夫婦の一方が、他の一方の財産を管理する場合において、管理が失当であったたうくしたときは、他の一方とともにその管理をすることを家庭裁判所に請求することができる。 共有財産については、別割を請求することができる。 	 婚姻後の婚姻関係存続期間中において変更と廃止することができる。 管理権の撤回について夫婦の一方が、他の一方に交付した財産管理権を撤回する場合、契約要項の限りで排除或いは制限できる;重大な事由による撤回も認められる。
契約の制限	関連条文なし。	関連条文なし。	廃止された法律規定と外国法 に依拠することができない。

日本と中国の法定財産制は異なるが⁸⁾、両国の夫婦財産契約制度には、いくらかの共通点が見られる。以下では、共通点と各国の制度の特徴について述べる。

まず、共通点としては、日中両国の夫婦財産契約制度が比較的に簡単であること、契約の時期、締結方式、効力、変更と廃止について規定されていることがあげられた。しかし、契約行為能力者、契約の範囲、契約の制限などの重要な内容については、両国とも全く条文がないため、法制度としては、不完全であるといえる。

次に、日中夫婦財産契約制度の各自の特徴について述べる。

日本における夫婦契約制度の特徴は、規定の明確であることと手続関連の規定が整備されていることである。関連する条文が4ヵ条しかないが、締結時期、特に対抗要件については、登記しなければ、承継人と第三者に対抗できないと明確に規定されている。特に注意すべき点は、婚姻後の締結と変更は、2つの例外的場合⁹⁾を除いて、原則として認められない。または、共有財産については、管理権変更の請求とともにその分割を請求することができると規定されている。このように管理者変更と関連する条文が必要であり、法制度が整備されているといえる。

また、『非訟事件手続法』¹⁰⁾ では、夫婦財産の登記所、登記薄の備置き、夫婦財産契約に関する登記、夫婦財産契約の登記への準用規定について、詳細な規定がある。

中国における夫婦契約制度の特徴は、3つのポイントがある。第一は、夫婦財産契約が婚姻前と 婚姻後とも締結することができる。第二は、婚姻前と婚姻後とも契約を変更する、または廃止する

⁸⁾ 法定財産制について、中国は夫婦婚姻後所得共有制である。日本は夫婦別産制である。

^{9) 2}つ例外:①夫婦の一方が、他の一方の財産を管理する場合において、管理が失当であったことによってその財産を危うくしたときは、他の一方は、自らその管理をすることを家庭裁判所に請求することができる。②管理者の変更を夫婦財産契約に規定されていた場合。

^{10) 『}非訟事件手続法』 第118条 各登記所ニ法人登記簿及ヒ夫婦財産契約登記簿ヲ備フ 第119条 夫婦財産契約ノ登記ニ付テハ夫婦ト為ルヘキ者カ夫ノ氏ヲ称スルトキハ夫ト為ルヘキ者、妻ノ氏ヲ称スルトキハ妻ト為ルヘキ者ノ住所地ノ法務局若クハ地方法務局若クハ此等ノ支局又ハ此等ノ出張所カ管轄登記所トシテ之ヲ掌ル

ことができる。もちろん、双方が合意することは前提としてある。第三は、夫婦が財産について契約をする時、三つの類型から選択できる、すなわち、選択財産契約制といえる。

すでに述べたように、確かに条文としては、日本でも中国でも、極めて簡単であるが、日中両国 の各自の特徴があり、夫婦財産契約制度について、立法技術の面では、日本のほうが中国より完備 であるという結論が出される。具体的には、日本の手続関連条文の整備、条文の明確さが中国の法 改正に対して、参考にする意義が大きいと思う。今後の法改正と繋がって、日本の立法技術から参 考にしながら、より完備な契約制度を完成させることに期待できると思われる。

第三節 実態の比較

一、日本も中国も、利用するケースが少ないことは現実である。

日本「夫婦財産契約」は、日本の慣習になかった上に手続きが煩瑣で、かつ、厳重なため、実際にはほとんど利用されていないようである¹¹⁾。その結果こういう制度は有産者の制度なので、廃止すべきであるの声もあがってくることもあった¹²⁾。

中国では、実際にどの程度利用されているのか、その実態などを正確に知ることはできないが、登記件数が少ないという事実が分かる。その理由といえば、夫婦財産契約制度について、80年代婚姻法では、初めて条文として表れ、制度として存在する時間が比較的に短いし、または、経済的な原因もある:特に改革・開放政策を実行する前、個人財産を有する国民が少なかった。1995年に婚姻法修正が開始され、2001年に修正婚姻法が実施されたことによって、中国では、夫婦財産制について話題になって、国民の間にこの制度に対する関心度が高まってきて、実際の利用件数も増加している状況である¹³⁾。

二、日本の実態調査より

- (財)東京女性財団の「財産・共同性・ジェンダー―女性と財産に関する研究」¹⁴⁾ 平成10年5月13日に発表された調査結果より:
- 1、財産名義について。80%以上の妻が「夫名義の財産は自分も使える」と考えているにも関わらず、妻名義の財産は平均すると3割弱にしか過ぎず、ゼロという夫婦も10%おり、実際には圧倒的に妻名義の財産が少ないのが現実である。
- 2、夫婦財産契約に対して。「夫婦の間で財産の問題について契約を結ぶこと」については、夫の51.8%が「馴染まない」と考えている一方、肯定派は26.8%である。肯定派の夫のうち、「妻と夫それぞれの収入やそれで手に入れた財産をすべて共有にする契約」については、69.7%が「考えてもよい」としている。

¹¹⁾ 佐藤良雄 前掲 2 参照。

¹²⁾ 夫婦財産契約は、有産階級の要望した制度であり、勤労者階級が増大し、法定夫婦財産制の不合理が排除された現在では、 存在理由はほとんどない。『民法 (8) 親族』第4 版増補版 (有斐閣、2000年12月30日) 89頁 遠藤浩等 編集

¹³⁾ 中国遼寧省北寧市では1999年に4137組のカップルの中では、47%のカップルが夫婦財産登記について公証を行なった。「完善夫妻財産制度―全国婦聯修改婚姻法建議之三」「法制日報」(2000年10月19日) 専刊「華表」

^{14)「}財産・共同性・ジェンダー - 女性と財産に関する研究」の研究期間:平成8年4月から平成10年3月までである。

3、夫婦の共有財産について。日本のような「夫婦財産別産制」の場合、妻が専業主婦で収入がない、又は低賃金のときに、妻が自分の財産を形成することは極めて困難である。日本の妻と夫の多くは、どちらの収入でも、どちら名義の資産でも、「夫婦のもの」だと考えている。しかし、この「共同性」の意識には、夫婦がどちらも働き、また家事を行うという平等の立場から「二人のものは二人のもの」という考え方に根ざすものと、それとは違って「夫は妻を保護するものであり、それゆえ夫のものは妻のもの」という、夫婦の平等と矛盾する考え方に根ざすものとが混在している。

結果として、夫婦の平等のため、妻名義の財産を確保していくため、「夫婦財産契約制」が提案された。

三、中国の実態調査より

中国の女性調査機関一華坤女性調査センター $^{15)}$ が「妻の名義での財産がどのぐらいあるか」、千人以上の女性を対象にアンケート調査 $^{16)}$ を実施した結果について、主に次のとおりである。

- 1、高額商品の決定は夫婦で。「家庭消費の決定権を持つのは妻か夫か」との問いに対し、「自分」と答えた女性は51.06%、「夫」は31.2%、「夫婦で」は17.74%だった。購買対象から見ると、妻が決定権を持つのは「食料品」、「衣料品」、「日用品」などで、「大型家電」「貴重品」「住宅」「マイカー」などの高額商品は夫婦で決定するという回答が多かった。
- **2、婚前財産の登記を重視する**。離婚率が高まり、財産分与の問題が増えてきたのに伴って、財産登記を重視する人が増えてきた。今回の調査では、58.78%の女性が婚前財産の登記に賛成。このうち59.87%が35歳から45歳までの中年女性で、若い新婚女性はおらず、夫婦関係を反映する傾向が見て取れる。
- 3、結婚後の財産の契約。結婚後の財産の契約が必要だと回答した女性も全体の45.65%に上った。 「住宅、株式など一部高額財産の共有の確定」を望む女性は35.05%。また、「夫婦それぞれの結婚 後の収入はそれぞれが所有する」との形式を望む女性は13.31%であった。

ただし、大多数の女性が夫婦間の財産の登記が必要だと考えているものの、現実とのギャップは依然として大きく、「結婚後の財産に関する契約を実行したか」との問いに対して、「行った」と答えたのは3.9%にとどまった。契約の形式は、「口頭」が70.59%、「書面を交換」が14.71%、「公証文書による契約」は8.82%にとどまった。

4、夫の収入を妻は知らず。夫婦共同財産である労働所得について、4割以上の妻が夫の所得をはっきり把握していない。その原因については、夫に「一定の自由」を与えるべきだとの回答が81.37%。「知る必要がない」が16.92%、「尋ねたら気まずくなる」が9.45%であった。また、妻の

¹⁵⁾ 華坤女性調査センターは2002年に北京で成立され、中華全国婦女連合会が主管され、民政部が認可した中国初の女性調査民間機関である。中国婦女雑誌が運営され、現在10万人以上(女性は91.63%、男性は8.37%)のデータベースを有している。そのうち、25歳~45歳の人が76.58%を占めているため、中国社会における女性の発展状況を反映されるといえる。

^{16)「}妻の名義での財産がどのぐらいあるか」のアンケート調査について、サンプリング対象は主に28歳から46歳までの既婚女性で、合計1020人から回答を得た。大都市に在住する女性は25.67%、中小都市に在住する女性は38.73%、31.52%、農村に在住する女性は4.08%を占める。専門学校、大学以上の学歴を有している女性は59.68%を占める。

8割以上が、夫の会社や仕事の経営状況について理解していなかったことが調査により分かった。会社の持株や経営収入は、夫婦の共同財産の中で最も複雑なものになることがあり、夫婦間の財産争い、とりわけ離婚時の財産分与をめぐる紛争の焦点となることが多い。夫婦間でいったん財産分与問題が起こった場合、自分の権利を支持、主張する十分な証拠を妻が出すことができないケースが往々にして生じることになる。

以上の両国の実態調査によって、妻の名義での財産が少ない点は、日中両国の共通点の一つである。また、両国の女性とも夫婦財産契約制度に対して期待が高まっている事実も共通点といえよう。

第四節 その他の違い

日本で夫婦財産契約を利用するケースが少ない原因を参考にしながら、中国では同じ問題が起こる可能性と、もっと利用しやすい制度になる可能性があるか否かなどの問題について、すでに述べた内容以外の違いを考えてみよう。

「婚姻前の締結」と「登記」という厳しい要件があるうえに、日本人夫婦はほとんどの人がこの制度の存在を知らない。婚姻届をする当事者双方がそろって出頭する必要のない手続にも一因があるのではなかろうか。

中国の婚姻成立には婚姻登記管理機関に男女双方がそろって申請に訪れることが第一条件とされている。今後、夫婦財産契約を当事者、特に経済弱者の権益を保護するため、日本と違い、結婚の手続を申請に来た当事者に、財産登記の必要性を知らせる機会がすかさず用意される条件を具備しているといえる。

「80年婚姻法」は経済発展前の立法であり、個人財産が複雑化しておらず、さほど多額でもなく、かつ女性・妻の経済保護のためにも法的夫婦財産制を共有とした。その後の急激な経済発展の変化、それに伴う人々の意識の変貌に加えて、締結要件が日本のように厳格ではなく、婚姻後でも締結可能であるために、都会の比較的教育歴が高く収入も多額の若年齢層が、公証処で夫婦財産契約を結ぶ事例が数年前から報道されはじめている。

中国における夫婦財産契約制度は成立してから、20年を経って、制度として不完全であるが、何年間にもわたった法改正に関する議論や実務上の経験などが今後の法制度の改正に繋がると思う。

第四章、法改正に向けての提言

第一節 総論

一、夫婦財産制における法改正の原則と立法方針17)

1、法改正の原則

今後の法改正について、基本原則の確立と明示が不可欠であり、次の2つの点が必要であると考

¹⁷⁾加藤美穂子『詳解 中国婚姻・離婚法』(日本加除出版社、2002年 9 月20日)182 \sim 184頁参照、蒋月等共著『21世紀婚姻家庭法関係新規制—新婚姻法解説与研究』(中国検察出版社、2001年)268 \sim 269頁参照、呉永雄「浅談夫妻財産制的法律**欽**陷及其完善」当代法学(1998年第 5 期)44 \sim 45頁参照。

える。

(1) 女性と子どもの合法権益保護の原則を確立すべきである。

現実の生活において、夫婦収入の格差は大きく、多数の女性は仕事より家庭を重視するため、収入が比較的に低い仕事に就くことが多い。また、近年経済の発展によって高収入の層が増えてきて、仕事をもたず家にいて家事、育児に専念し、固定収入のない妻も増える傾向がある。現実として、収入の低いあるいはない妻の合法的権益に対する特殊な保護を与えてから、はじめて男女平等が実現できる。

(2) 第三者及び当事者の不利益と社会への不安定を惹起しないことに注意すべきである。

夫婦財産分割にあたっては、財産の総体的な効用と価値を損なわないよう、その効用を十分に発揮できる方法を採用すべきで、分割により当事者の財産損失が社会へ不安定要素を惹起しないよう注意すべきである。

2、立法方針

立法方針としては、次の3点があると考える。

(1)「粗放型」から「細密型」へ

概括性、原則性が強い現行財産制は、その一大利点と特色でもあるが、そのために生ずる具体性と実践性の欠如といった問題による弊害も大きい。

「80年婚姻法」制定の当時は、改革開放政策が開始したばかりで、経済体制は単一であり、個人財産もわずかであり、社会全体の商取引も限られていた。財産をめぐる夫婦間の紛争もあまり見られなかった。ところが、二十数年来の改革・開放政策と大規模の経済発展を経て、一般市民の収入が高まり、家庭の財産も高額化・多様化になりつつ、所有関係も複雑化の様相を呈してきた。またそれに伴う紛争も増加を免れない現状にある。具体的例に適用でき、公平さを保障するためにも、法規定は詳細・具体的であるべきで、それでこそ現実社会関係に対応できるものとなる。

(2) 伝統的固有形式から合理的形式へ

従来の身分重視・倫理重視・家族本位重視の伝統的な形式から徹底的に脱却させて、諸外国における家族財産法変革と発展を参考とし、合理的な形式と内容をもって、不足部分を補充すべきである。

(3) 完全な自由契約から規範的な契約へ

今までの夫婦財産契約は、完全に当事者の意識で決められるものとしてきたが、その結果は、契約内容、契約形式における法律上の無効や法律違反などの実務上の問題が発生しやすくなった。それは、夫婦財産契約制度を成立の本旨にも一致しないため、夫婦財産契約制度について、内容的、形式的な規範化はもっとも大切な原則であると考えられる。

二、夫婦財産契約制度における法改正の原則

夫婦財産契約制度を明確化させるため、夫婦財産契約優先の原則を確立すべきであると考える。 「2001年修正婚姻法」における夫婦財産契約の法定財産制度に対する優先的適用を強調したが、学 者や一般市民には、まだ法定夫婦財産制の婚姻後所得財産共有制の必要な補充と理解されている場合が普通であり¹⁸⁾、実務的にも、法定財産制を中心として利用されている現実がある。それに対し、もっと具体的、明確な条文を制定することが必要となるほか、夫婦財産契約制度と関連する宣伝を強化することを重視すべきであると考える¹⁹⁾。

まず、国民に対して普及活動を行うことが必要である。国民に対して、この制度を利用することによって、夫婦の財産上の権利義務を明確にし、夫婦間の財産帰属の不明から発生する紛争解決に役立ち、家庭の平和と社会の安定にとって有利であることをより詳しく説明することが必要である。

また、行政・司法機関に対する業務強化を重視すべきである。婚姻登記管理機関は、婚姻登記過程において当事者双方に婚姻前財産に対する公証を行うように勧めることと、財産問題に関する法律知識を知らせること、裁判官の夫婦財産契約制に対する知識をも高めるようにすべきである。

第二節 夫婦財産契約における内容の改正

基本的には、男女平等と夫婦の家庭内平等の地位原則を遵守し、かつ、子どもと第三者の合法的権益及び国家・集団および他人の所有財産・財産的権利を侵犯してはならない。双方の意思表示は真実かつ自主的でなければならず、契約対象は当事者双方の婚姻前の個人財産と婚姻後の合法的所得財産に限り、契約内容は必ず法律と社会道徳に合致し、法的義務を回避しない限り、契約は夫婦財産の所有権主とし、かつ使用・収益権における合法的契約も認めるべきである。

この節では、契約の内容について、その範囲を幅広く認めるべきであることを検討したい。婚姻継続中における財産の帰属や管理処分権限についてはいうまでもなく、別居、離婚、死亡に関連しての財産処分についても、契約条項にいれることが可能とすべきであろう。このような規定は、夫婦財産契約への窓口をいっそう広く開放することとなるだろう。

中国では結婚件数の中、再婚するケースが増えている傾向がある²⁰⁾。再婚者に対しては、初婚者と違って特別な内容について規定されるべきであろうと考える。以下には、結婚カップルに共通する契約内容、再婚夫婦に対する契約の特別事項、または特殊事情を有する夫婦に対する財産契約三つの類型を分けて、提言してみる。

一、結婚カップルに共通する契約内容について

大きく分けると、婚姻前の財産における権利義務の確認、婚姻継続中の全部消費、債務関係について権利義務の確認、別居もしくは離婚後財産給付の三つに分類される。

1、婚姻前の財産における権利義務の確認

まず、最初に、不動産、預金、事業資産など婚姻前取得財産は、婚後も変わらず固有財産であるか否かの問題、かつ、これらの財産についての管理・処分権も名義人である配偶者に帰属すること

¹⁸⁾ 巫昌禎 主編『婚姻家庭法新論―比較研究与展望』(中国政法大学出版社、2002年7月) 199頁参照。

¹⁹⁾ 馮泠「夫婦約定財産制探究」南通師専学報(1998年12月)57~58頁参照。

²⁰⁾ 本論文(1)(国際公共政策研究 第11卷第1号)注釈3参照。

が確認される。さらに、離婚給付や相続上の権利などをめぐっては、固有財産に対する法律上の一切の権利放棄が明約できるとする。特別の事情のない限り、婚姻後の所得については共有財産か個別財産かとする条項が入れられる。また、固有財産からの収益については、共有財産とするか否か、当事者の意思を確認しておく必要がある。特に、婚姻後財産共有を選択した場合は、この点を確認すべきである。

2、婚姻継続中の日常生活費用、債務関係についての権利義務の確認

まず、婚姻関係継続中、日常生活の費用、夫婦双方と子どもの教育費、大きな投資などに対し、 夫婦双方にそれを負担する義務をつける。また、日常生活に関連する債務を含む夫婦双方の責任と 義務を確認する。この内容は特に別産制を採用する夫婦に適用する。特に、不動産を購入すること に関する夫婦双方の支払う義務と各時期の所有権を確認することは必要である。

また、年金など雇用上の権利については、中国で未確定な要素が多いから、共通する項目として 述べないが、契約当事者はそれについて契約希望がある場合は契約できるとすべきである。

第二、債務関係については、婚姻前の債務は、債務者である配偶者の固有債務とすることができる。ただし、固有の債務であっても、固有財産から支払われない部分については、共有財産から支払うというような条項を加えることができる。婚姻継続中の債務については、一部共有一部別産を選択した夫婦と、別産制を採用した夫婦は、その債務の性質によって、連帯責任の有無を契約で確認すべきである。

3、別居もしくは離婚財産給付について

具体的な内容は二つに分けられる。一方は離婚扶養料及び財産分割についての権利の放棄である。他方は、離婚に至った場合に、相手方配偶者に一定額を支払う旨の取り決めである。離婚の可能性を前提としたこのような契約については、公序に反するとしてその有効性が法理上、判例上争われてきたが、この点については後に述べたい。

以上述べた内容以外では、特別事情を有する人々に対し、特に再婚者、中高年者の契約に関わってくる固有の問題に留意すべき、契約内容について以下に提言する。

二、再婚夫婦に対する契約の特別事項について

結婚する男女の一方或いは双方とも再婚者の場合に適応する特別契約事項について検討する。

1、個別財産に対する請求権の放棄

他方配偶者の個別財産に対する権利の放棄については、法律上、一方配偶者の個別財産に対して、 夫婦であることを理由に他方配偶者に一定の権利が認められることがある(たとえば、生存配偶者 は亡くなった配偶者の個別財産の一部または全部を法定相続する権利を有する)。当事者はこれら の権利を理解した上であえて事前に放棄する意思を有する。前述の権利放棄の意思にも関わらず、 当事者があくまで自由意思で配偶者に対する生前贈与、遺贈を行うことはさしつかえない。

2、債務について責任の確認

夫婦財産上、婚姻前の債務は、債務者である配偶者の固有債務となるが、夫婦財産契約において

は、前の配偶者への扶養料の支払を含めて、婚姻に至るまでの夫の債務を夫婦財産契約中に明記しておく必要がある。婚姻後の一方の配偶者による個人的な債務も固有債務となるが、この点についても条項にいれられるべきである。固有債務であることが不明瞭な場合には、婚姻財産や共有財産もしくは相手方の固有財産までに債権者の追求が及ぶ可能性があるからである。

3、居住をめぐって

一方が相手方の住居に移り住む場合には、居住の権利を確認しておくことがある。一方に前婚による子がおり、その子が相手方所有の家屋に居住する場合には、契約にその旨の条項をいれておいたほうがよいと考えられる。ただし、家屋に限定することなく、総括的に相手方の固有財産についての使用権限を認める条項をいれている場合にはそれをもって足りる。婚姻後に新たに居住用不動産を購入する場合には、契約上、その予定される権利関係を明らかにしておくことが必要となる。特に、再婚の場合には相続の問題を考慮しつつ、慎重に選択されることになる。その他、住宅ローンの負担割合、家屋の修繕費や諸経費についても、契約条項としていれておいたほうがよいと思われる。

4、年 金

年金問題は中高年者にとって重大な関心事である。契約の締結に際しては、相互に財産関係の確認が必要とみられる。ともに年金を受給している高齢者のカップルにとっては、相互の扶助関係は関心事にならず、また、それぞれの家族との摩擦を避けるためにも、できる限り結婚前と同じ状態を持続することが望まれるからであろう。

中国における新しい年金制度は、まだ未成熟の段階であり、年金の種類および内容とも確定でないし、一部の人しか老後年金を受け取ることができない現状である。離婚給付の対象とされる場合、給付額を決定する際計算が極めて複雑となるために、高齢者同士結婚の場合に、その年金について離婚時の分割対象となるか否か、扶養費用としての年金を受給する形などについて確認すべきである。

5、相続上の権利をめぐって

再婚は、再婚相手、実子、再婚相手の子などからなる混合家族を形成し、前婚の子と配偶者との 関係における相続問題がもっとも重要な関心事となる。すなわち、子の権利保護の必要である。

法律上、残存配偶者には、遺言に従わず、法律上定められた一定持分を主張することが認められるが、夫婦財産契約で、このような権利の放棄を定めておくことができるだろうか。すなわち、相続法上の割合と異なる相続分、あるいは全面的な相続権の放棄をもたらす選択相続権の放棄が契約条項としていれられる問題について検討する必要がある。相続上の権利に何ら影響が及ばないことを確認することで子の緊張感はほぐれ、そこに調和のとれた家族関係の樹立が期待できると思われる。

現行法上では契約による相続上の権利の放棄を認めていないため、これから複雑な家族の実態を 認識し、早くこのような夫婦財産契約を認めていることが大きな今後の課題になるだろう。 たとえば、再婚相手の生活保全のために、相続放棄と引き換えに一定額の財産を付与し、もしく は死後月々の定期金を支払うが約束がなされるのである。

6、離婚給付をめぐって

今日、相続権の放棄と同じのように、離婚給付は夫婦財産契約の典型的な内容となっていない。相続権の放棄が公序に反して無効であるとする解釈は今日でも存在するものの、離婚の急増という現実²¹⁾、仕事をもち経済的な自立を求める女性の増加等の実情が公序そのものを変容させてきたといってよい。このような法的傾向は、再婚に際しての当事者の心情にも適合している。前の婚姻での苦い経験を振り返り、再婚に躊躇する者もあろう。特に、前の離婚で多額の離婚給付を支払った男性の不安は大きい。そこで、離婚給付をはじめとして、予めすべてを夫婦財産契約で決めておきたいということになるのであろう。このような契約は、離婚がありうるという前提のもとに締結されており、客観的にみれば確かに不自然といえよう。実際、このような契約については、感情的な反発が示される可能性が極めに予想できるが、しかし、再婚の場合に離婚給付の契約条項をいれることについては、概ね肯定的に受け止められていると思う。

初婚者同士の結婚と比べ、一般的に再婚者のほうが、より率直でオープンな意見を表明するという夫婦財産契約を要求される。結婚に対する希望を明らかにし、相互に積極的な理解を深めるとする評価がある。離婚給付条項を含む契約は、むしろ結婚を持続させることに繋がり、決して離婚を助長させるものではないとする見方さえある。

具体的な財産の配分については、別産制を選択した夫婦に対し、公平な配分の実現を目的として、 婚姻後に取得した共有財産に対し、配偶者の社会地位、年齢、健康状態等の諸事情考慮して財産の 配分がなされることにするべきである。

離婚時の財産の配分にあたっては、財産の巧みな隠匿などもあり、実際には種々の問題が生じている。しかし、これから、前記の年金受給権のほか、他方配偶者の協力によって取得のした資格など、いわゆる「新しい財産」も配分の対象になり、制度は、配分を求められる配偶者には厳しいものとなってきている。

一般的には、夫婦財産上の処理により、財産分与の問題が生じないような方法がとられる。すなわち、徹底して固有財産の確認を行い、その上で、離婚時の財産配分の請求をはじめとして、相互に固有財産への権利行使を封じておくのである。はじめから、財産配分の予定額が決められてある場合もありうると考えられる。これは、予定額以上は支払わない、とする意図の表明となる。

三、特殊事情を有する者に対する財産契約

特殊事情とは、結婚をする当事者間に年齢、資産、及び所得に大きな格差がある場合を指す。もっとも、このような場合も、その多くが再婚であり、その意味では、前文で述べたような再婚者の場合の事情と交叉するケースがあり、契約内容としても共通点が多いと思うが、特に考慮すべきこともある。

改革・開放政策を実施して以来、国民の個人資産を保有する国民が増加する傾向がある。特に、 女性も、職業をもっていた女性はその個人資産を形成している²²⁾。

一般的には、固有財産とその所有者に完全な管理処分権限が認められるが、実際に生活を始めると、その権利関係は往々にして曖昧になってしまい、再婚が思わぬ結果をもたらすことがある。特に女性が資産を有していた場合には、事実上、夫に資産の運用を任せたり、所有していた不動産を再婚相手との共同名義にすることがあり、その結果、財産的損害を被ることが少なくないという指摘がある。このような事態を予防する措置が考えられなければならない。また、再婚の場合は双方とも再婚のことが多いが、それぞれ前婚による家族との関係を重視し(具体的には前婚による子との関係)、財産的には再婚前の状態をそのまま維持しようという希望が強い。配偶者の一方が家族企業を経営しているような場合には、この要望が一層強くなり、より現実的な課題となる。例えば、家族企業における経営上の権利、邸宅の相続権利などの問題については、契約で取り決める必要が十分あると思われる。自営業者ではなく、夫婦の一方が高収入を得ている場合も、このような契約が望まれているようである。

契約上は、まず、固有財産の確認が詳細になされる。婚姻前に取得した財産は固有財産とする法的原則が確認されるとともに、解釈上問題となる可能性のある事柄、たとえば、固有財産からの果実や、その財産の所有者ではない配偶者の尽力によって増幅した部分については、固有財産とする条項がおかれる。次に固有財産の管理上の事項が取り決められる。それぞれの財産について名義人を明確に決め、別口座を設けることなどである。このような確認の後に、さらに、それぞれの固有財産に対する相互的な権利放棄が明らかにされる。

以上のような内容での契約の申し出は男性からなされることが多い。この申し出は、女性がほとんど資産をもっていない場合は、事実上、一方的な権利放棄となってしまう。ただし、このような場合には、一定額の金銭の支払が約束されることが少くないと想定できるだろう。

もちろん、財産を守るために女性の側から申し出がなされることもあり、その傾向は女性のキャリア志向が顕著となってきている近年、いっそう明らかになってきている。

婚姻後の所得は、共有財産制ではなく別産制への移行が図られるのである。

この種類の財産契約については特に注意すべき点として、次のようなことが挙げられる:簡単にいうと、契約の公平性と良心性に注意しなければならない。たびたび指摘してきたように、夫婦財産契約は、契約当事者の一方(多くの場合女性)に、不公平な結果をもたらすことがあるとみられる。しかし、現在、公平性を欠くことのみをもって契約の有効性を否定されることはほとんどないとされる。契約の内容が一方に著しく過酷であるような場合には、良心性を欠くとして契約が無効とされることがある。その判断基準については、公平でないことの究極の情態とする見方もあるが、明瞭にされているとは言いがたい。

第三節、夫婦財産契約の形式要件

一、契約の成立23)

上記のように、夫婦財産契約の解釈をめぐっては、契約上の法理と夫婦財産契約の特殊性をどのように関連付けるかという問題は残されているが、現行制度においても一定の事由が認められる場合には契約が規制されることになる。契約法理としては、任意性の欠如、強迫、不当威圧、不実表示などの存在が規制事由となるが、これは当然、夫婦財産契約においても問題となってくる。ここでは、夫婦財産契約の有効性をめぐってしばしば問題となる契約能力と契約の公示要件の2点に絞って考えていく。

1、契約能力24)

契約能力については、現行法では、具体的な規定がないため、今後の改正法に以下の要項を加えることが考えられる。

- (1) 当事者は民事行為能力を有するものであること。つまり、契約締結にあたっては、完全な民事行為能力をもつ双方は、自ら締結しなければならず、代理人による締結は認めない。
- (2) 当事者双方ともに契約の意思があること。
- (3) 他の法律25) と公序良俗に反しないこと。

2、契約の公示要件26)

契約の成立には、両当事者が署名した書面によることを要する。

現行法では、公証証書²⁷⁾ の確認を要件として規定されていない。それに対する個人的な改正意見は、婚姻をしようとする男女が婚姻後の夫婦の財産をどのようにするかはまったく自由であるが、いずれにしろ「夫婦財産契約」とよばれる公正証書による契約によってなさなければならない。さらに、「2001年修正婚姻法」は書面形式を要すると規定したが、口頭形式による締結について、夫婦双方が争わず、その内容についても双方が一致して認める場合や、証人の証明がある場合には有効として法的保護を与えるべきとする、との「80年婚姻法」下の扱いと同様の見解も見られる。

この問題について、本部分のもっとも重要な論点として検討する:

(1) 公証制度と夫婦財産登記制度

すでに触れたように、「2001年修正婚姻法」には夫婦財産契約締結の公示に関する規定がないが、 第三者が夫婦財産契約を知る方法の保護は極めて重要なことである。

夫婦財産契約が、例えば、離婚する際の財産分割等の紛争回避のためといった夫婦当事者間に とっての都合のためだけであれば、公証方式であれその他の方式であれ、ともかく当事者の好む方 式を採用すればよく、公証といった一定方式を強制する必要はない。

しかし、夫婦財産契約は当事者間にとって都合がよいだけのものではなく、第三者に関する利益

²³⁾ 馮泠 前掲19 57~58頁参照、加藤美穂子 前掲17 171~180頁参照。

²⁴⁾ 巫昌禎 前掲18 202~203頁参照。

²⁵⁾ ここでの他の法律とは、主に『民法通則』と関連する『継承法』などの単行法である。

²⁶⁾ 王利明 「婚姻法修改中的若干問題」法学(2001年第3期)49~50頁参照。

²⁷⁾ 公証証書は、公証処で受理できる一定の目的に応じる公証文書である。財産約定の公証証書はその一例である。

をもつ場合が多く、第三者と夫婦一方との財産関係の安定に、特に第三者たる債権者の利益に影響 を及ばすものであり、原則上公示を義務づけるべきである。したがって、第三者への公示の具体的 方法については、今後に研究がなされなければならない。

学界においては、公証方式と登記方式とに見解が分かれており、2000年修正法において公示方式 を明記しなかったのは、主としていまだ見解が一致していない点を考慮したことによる。

公証方式と登記方式の両者には各々次のような短所があるとされる。

① 公証方式(公証処で作成する方式)の短所

公証制度は自主行為としてしか認められない。強制制度として存在することは合理性が欠ける。 また、中国では公証方式は公示性に欠ける。第三者がその存在を調べるのは極めて難しく、このため公証方式をもって、公示の基本方式として採用することはできない。

② 登記方式(婚姻登記管理機関で行う方式)の短所

婚姻登記の際に婚姻登記管理機関で行う方法は、第三者がその存在を知るには容易であるが、一般に婚姻登記後に財産が多く変化をもたらす可能性が極めて大きく、夫婦財産契約の効力を十分に発揮できなくなる。また、中国では夫婦の家庭財産について管理制度が整えられていないため、個人財産について管理されない現状がある。夫婦財産契約の重要な意義の一つは、前もって責任財産の範囲を明確に定め公示することにあり、実際上は責任財産の範囲の限定にある。その点において必ずしも適当とはいえない。

そこで、夫婦財産契約の公示には、次の三つの要件が必要であると考える。

- ア、婚姻前の公示
- イ、何人にとってもその調査が可能かつ利便であること
- ウ、何人に対しても全面公開がなされ得ること

夫婦財産契約は、登記による公示をもって第三者に対抗させることが、今後の法改正として期待 されている。

- (2) 公証制度の活用28)
- ① 夫婦財産の公証問題

夫婦財産契約と密接に関連しつつ、夫婦財産の公証に関する諸問題について検討してみる。

ア、夫婦財産公証の意義

すでに度々述べてきたが、経済の飛躍的発展の結果、人々の生活水準の向上と法意識の強化とともに、家庭関係・財産関係の安定、婚姻紛争の防止、夫婦双方の合法的な権益保護の重要性を認識し、そのためにも夫婦財産公証を受け入れるのみならず、それを称賛する者が増加してきたとされる。

国家の証明機関であり国家を代表して司法証明権を行使する機関が、当事者の申請に基づいて婚姻財産に関する契約を証明する夫婦財産公証は、当事者に対し社会主義法制度と社会道徳の教育を

²⁸⁾ 馮泠 前掲17 55~58頁に参照。

進め得る、実際上の一手段的役割をも果たす効果をもっているとする。

イ、夫婦財産公証の役割

急速な経済の発展に伴い、家庭内の財産問題が急増し、その解決がますます困難になってきている。「80年代婚姻法」以来、離婚が上昇の一途をたどっているが、離婚者の大多数は財産問題において、必ずしも明確な対策を講じているとはいえない。特に農村では、伝統的な男尊女卑の風俗習慣の影響から夫は家庭内で主要な地位を占め、いったん離婚紛争が発生するや妻の合法権益は極めて保護され難くなる。夫婦関係が平穏なうちに夫婦財産公証を行っておけば、離婚紛争時にも財産問題を解決でき、さらに、以下の3つの利点が実務上で証明されている。

まず、夫婦双方の将来の憂慮を解消できるのみならず、婚姻を軽視したり安易に考えたりしなくなる。夫婦財産公証を行ったある夫婦は、その理由について「生活がますます豊かになって、結婚する際にかける費用も、夫婦双方にとって年々多額化しており、特に妻が持参する物品が日々増加しているので、自分たちのみならず親をも安心させて、さらに、白髪偕老夫婦になりたいから」。

次に、寿命の伸長もあり中高年者の再婚も増加しているが、その自由と幸福の保障に有利である。 中高年者の再婚者にはたいていは子があり、財産も比較的多く持っているため複雑化する。相続が 絡み、家族との関係が悪化して離婚になりやすい。前もって話し合いによる夫婦財産公証をしてお けば、当事者間でも安心であり、紛争解決にも役立つ。以上のことにより、夫婦財産公証により、 個人財産・共同財産・婚姻前財産・婚姻後財産と明確にしておけば、紛争解決は容易となるといえ る。

最後に、公証することによって、その協議内容の誠実な履行も保障されることになる。実務経験 上からみても、公証を経た協議は一種の無形的圧力を当事者に与え、必然的に当事者にはそのすべ てを履行するよう促進する可能性を有するものであるとされる。

- ② 夫婦財産公証にあたっての注意すべき問題点は以下のとおりである:
 - ア、夫婦双方の自主的意思と男女平等の原則を遵守すること。
 - イ、財産所有権に対する約定は、法律法規に違反しないことを前提とする。
 - ウ、共同生活に必要とする支出費用を保留するよう注意する。それにはこどもの扶養費・高齢者 の扶養費用が含まれる。
 - エ、約定の内容は、他方またはその他の家族の者たち、さらに国家・集団・第三者の合法的権益 を侵害してはならない。
 - オ、夫婦双方は、その約定する財産に対し必ず所有権または使用・経営・管理権を有しなければ ならず、自己所有権などの権限存在の証明を提出できない財産に対しては、公証人は慎重に審 香しなければならない。

以上述べたように、今後、夫婦財産契約制度に対して、公証制度におけるより深い検討と活用が 不可欠であるだろう。

(3) 夫婦財産登記制度の設立29)

夫婦各自が有する婚姻前の財産の登記を、婚姻登記の際の強制要件として規定する。婚姻登記管理機関は、婚姻登記の際婚姻前の財産登記をさせるのみならず、同時に、婚姻後の財産登記表を交付し、いずれの夫婦財産制を選択するかを決めさせる。

婚姻後の財産の増減変化を適時記録させることにより、特に離婚の際の夫婦財産を認定する困難による当事者の損失を回避できる。婚姻前財産の登記制により、紛争が発生した場合に登記内容の公的有効性により、当事者は登記の数値を翻意・否定できず、紛争解決に役立つ。夫婦財産登記制度は、財産を婚姻前と婚姻後に分ける有効な手段である。

夫婦財産契約制度の存在について、婚姻登記機関に結婚する男女に告知責任をつける必要性があると考える。夫婦財産契約登記は今後の婚姻前の常識になると期待できる。

二、契約の効果と変更

1、契約の効果

夫婦財産契約は当事者が婚姻することを条件としているので、当事者が婚姻しないことになった 場合には契約は無効となる。契約は婚姻の成立によって効果を生じる。すなわち、契約後、同棲を 続けていた場合には、なんらかの法的拘束力をもつものとはならない。

契約当事者の一方が任意の意思によらずして契約を締結した場合、契約締結時に契約が非良心的である場合には、契約は法的効果がないものとされる。法的効果がないと主張する一方に公正かつ妥当な財産目録が提示されず、もしくは他方の資産状態についての十分な情報が付与されていなかった場合にも同様である。なお、これらの立証責任は契約の無効を主張する側に負わされる。

当事者はこの契約に先立ち、現在手持ちの財産(債務を含む)すべてをお互いに示した。財産のリストは契約に添付され、当事者は示された財産情報を十分把握し、この契約内容を理解した上で、あくまで自発的に契約締結を希望する。相手方の財産にどのようなものがあるのか、すべてを聞いておく必要がある。 事前に書面でどのような財産があるのか、公示をしておかないと、契約書に含まれず、後日問題となるので注意が必要である。

2、契約の変更について

契約は、婚姻後、書面により、いつでも変更することができると現行法が規定されているが、変更する場合は、公証の形式を要求することは適切であると思う。

具体的には、夫婦のいずれか一方の個別財産としての所有形態を変更する(たとえば夫婦一方の個別財産を夫婦共有財産に変更する場合)には当事者の公証による合意が必要となる。当初夫婦財産契約を締結する時の同様な手続が要すると規定すべきである。

三、代理人としての弁護士の介入

一部の法律家からは契約の当事者のそれぞれに弁護士を付することを法制化すべきであるとの

²⁹⁾ 蒋月 前掲17 283~284頁参照。

提唱がなされている30)。

契約をする際の相談と契約の有効性が争われる場合では、契約の締結を求める当事者に弁護士がつけられているケースがこれから現れると想定できる。現行法では、弁護士を依頼しないことは個人の選択であり、双方に弁護士がついていないからといって、契約が無効となることはない。この問題に関しては契約の相手方が契約について十分に理解しない状態で契約書に署名したとして、その契約を無効とした場合もある。

弁護士を依頼することによって、契約の意味、すなわち法制度上の権利とその放棄がもたらす結果を契約の相手方に説明すべきことになるため、結果として公平性を欠く契約が締結されてしまうことが少なくなる。

おわりに

「2001年修正婚姻法」は、学者、一般市民に向けて行われた意見調査による修正意見の一部を採用したが、具体的な契約内容と契約公示形式などの問題については、まだ多くの空白が残されている。

本研究では、契約内容の問題について、三つの類型に分けて、様々な契約内容を提示し、検討した。また、契約の公示形式については、婚姻前夫婦財産登記制度と婚姻後財産公証制度を中心として検討し、婚姻前後の財産契約のための諸形式要件について提言してみた。

これらの内容を要約すれば、次のとおりである。第一は、夫婦財産契約制度における法改正の原則について、次の2点があげられる:①夫婦財産契約優先の原則を確立すること②夫婦財産契約制度に関する宣伝を強化することを重視することである。

第二は、夫婦財産契約における内容の改正について、以下の3つの類型に分けて、それぞれにふさわしい具体的な契約内容を提言した。①結婚カップルに共通する契約内容について(ア、婚姻前の財産における権利義務の確認、イ、婚姻継続中の日常生活費用、債務関係についての権利義務の確認、ウ、別居もしくは離婚財産給付について)、②再婚夫婦に対する契約の特別事項について(ア、個別財産に対する請求権の放棄、イ、債務について責任の確認、ウ、居住、エ、年金、オ、相続上の権利、カ、離婚給付)③特殊事情を有する者に対する財産契約の類型について検討した。

第三は、夫婦財産契約の形式要件についてであるが、次の2点を提言した。

①契約の成立については、契約の手続きに関する契約能力を明確にし、または契約の公示要件として、婚姻前の夫婦財産登記制度と婚姻後の財産公証制度を設立し、通用的規定として改正されるべきであると考える。②契約の効果と変更については、契約効果の成立期間を明記し、法的な効果がないと主張する場合の要件も規定すべきである。また、契約の変更はすべて公証の形式をとるべきである。

³⁰⁾ 王光儀「進一歩完善婚姻家庭財産制度的几点意見」中国法学(1993年第4期)74頁参照。

最後に、財産契約を締結する、または財産契約の紛争を解決する際、弁護士の介入が必要である と考える。契約の当事者のそれぞれに弁護士を付するべきとする法制化への提唱をした。

夫婦財産契約の将来展望については、これまでみてきたように、近年にみられる夫婦財産契約締結の急増には、離婚の増加、高齢化、女性の経済的な分野における活躍などの社会的現実が深く関わっている。そして、これに拍車をかけているのが、個人の自己決定権の強化という家族法におけるおおきな流れである。男女の関係が多様化している今日、それぞれのライフスタイルや信条に基づき自由なとりきめを行い、それを法的に保障された形で実現することができる夫婦財産契約は、より多くの人々に受け入れられている。

この傾向は今後、ますます明らかになっていくことであろう。法規制を最小限にとどめる現行法は、まさに、このような状況に適合したものとみることができる。しかし、一方では、多くの家族法研究者が懸念しているように、契約は社会的な力関係を反映し、ときとして、女性に不公平な結果をもたらすことになる。このような事態に対応するために、完全な財産公示を要件にし、当事者の双方に弁護士を付けることができるようにすることと、弁護士制度の活用をすることなど、より厳しい法規制が導入されるべきである。

さらに、民法典制定の計画に合わせ、より利用しやすく、完備な制度にするためには、より幅広い契約の内容を認めることも必要だと思われる。夫婦財産契約の内容において、特に夫婦間の扶養関係、相続権の放棄、年金、専門知識や技能または専門資格などの無形資産についての契約等の問題は、日本においても、まだ十分に検討されていない。日本法の状況を参考にしながら、さらなる検討を行っていきたいと考えている。